



# 茨城県報

第 1 4 7 9 号

平成15年 6 月30日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

救急告示病院の申出の撤回 (医療整備課) .....	1
指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) .....	2
指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課) .....	2
指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課) .....	2
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (商業流通課) .....	3
肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の一部改正 (農産課) .....	6
土地改良事業の工事完了 (農村計画課) .....	6
道路の区域の決定 (道路維持課) .....	6
道路の区域の変更 (6件) (道路維持課) .....	6
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	9
土地改良事業計画の認可 (土地改良事務所) .....	10
土地改良区役員の就退任 (2件) (土地改良事務所) .....	10

### 公 告

落札者等の公示 (情報政策課) .....	12
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	12
県営土地改良事業計画 (農村計画課) .....	13
都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課) .....	13

### 訓 令

茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令 (管財課) .....	19
--------------------------------------	----

## 告 示

茨城県告示第1023号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第 2 条第 2 項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
網 野 病 院	ひたちなか市堀口616 5

## 茨城県告示第1024号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 人見ライフケアサポート	人見ライフケアサポート	稲敷郡江戸崎町甲3138番地 2	福祉用具貸与	平成15年 6 月20日

## 茨城県告示第1025号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、告示する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	指 定 時 の 事業所の名称	指定時の事業所の 所 在 地	サービスの種類等	変 更 事 項	変 更 年月日
中嶋メディカルサプライ株式会社	中嶋メディカルサプライ株式会社 訪問看護ステーション	那珂郡那珂町菅谷 4521番地15号	訪問看護	(事業所の所在地) 久慈郡里美村小菅上原 404 3	平成15年 6 月 1 日

## 茨城県告示第1026号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止届があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

開設者名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
中嶋メディカルサプライ株式会社	訪問看護ステーション コスモス	久慈郡里美村小菅上原404 3	訪問看護	平成15年 5 月31日

## 茨城県告示第1027号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から 4 月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 小 林 哲 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー鹿島店

鹿島郡神栖町堀割 3 丁目 3 番20号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ワンダーステーション鹿島店

(変更後) ワンダーグー鹿島店

イ 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 鹿島郡神栖町鰐川 1 22 外

(変更後) 鹿島郡神栖町堀割 3 丁目 3 番20号

(3) 変更の年月日

平成15年 3 月14日

(4) 変更する理由

ア 取り扱い商品変更のため

イ 住居表示変更のため

3 届出年月日

平成15年 6 月 9 日

茨城県告示第1028号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー大津店

北茨城市大津町ねさき前2465 外

(2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 3 月17日

## イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 9 時15分

(変更後) 午前 9 時～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

## ウ 届出年月日

平成15年 3 月 3 日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
北茨城市	駐車場内において、来店者に対し表示板等による不必要なアイドリング、空ふかし、クラクション音等の低減の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずること。	当該地域には、一般住宅が隣接しており、騒音対策により良好な生活環境が保持できる。
	小中高校生等、未成年者の行動に対しては十分に観察することで非行の防止に努め、万一問題が生じた場合には、速やかに関係学校及び警察等関係機関に報告し、協議すること。	多数の未成年者が集う場所でもあり、非行防止対策により問題を未然に防止できる。

## 茨城県告示第1029号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢甚チェーン北茨城店

北茨城市磯原町磯原437 1 外

(2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 1 項)

平成15年 4 月17日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ふじもと	水戸市新原 1 丁目 2 番18号	藤 田 佳 宏

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
あさ川製菓株式会社	水戸市元石川町富士山325 19	桐 村 幸 男

## ウ 届出年月日

平成15年 4 月 3 日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第1030号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーカドヤひたちなか佐和店  
ひたちなか市高場字鹿原1484 外

## (2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日  
変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)  
平成15年 5 月 8 日

## イ 変更しようとする事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
(変更前) 午後 9 時  
(変更後) 午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 駐車場No. 1 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分  
駐車場No. 2 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分  
駐車場No. 3 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分  
(変更後) 駐車場No. 1 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分  
駐車場No. 2 午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分

駐車場No.3 午前 8 時30分～午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年 4 月16日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
ひたちなか市	近隣住宅より、騒音苦情等が生じないように配慮されたい。	周辺地域の良好な生活環境の保持及び廃棄物処理の適正化のため。
	ゴミの分別と減量化に努めること。	

茨城県告示第1031号

昭和59年 3 月31日茨城県告示第484号で告示した肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の一部を次のように改正し、平成15年 7 月 1 日から施行する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第21条の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項第 5 号中「第 5 号」を「第 7 号」に改める。

茨城県告示第1032号

平成 4 年 3 月 6 日で計画を確定した県営积水地区土地改良事業（ほ場整備事業）については、平成14年 3 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成15年 6 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長
359	県 道	百里飛行場線	東茨城郡小川町大字与沢字かじや久保 1604番 4 から	最大 63.0	2,828
			東茨城郡小川町大字野田字インヤ 1 番まで	最小 25.0	

茨城県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 6 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市田宮町字平1007番 1 地先から 牛久市田宮町字平1014番 1 地先まで	旧	メートル 最大 8.6 最小 6.0	メートル 127	
	新	最大 6.6 最小 5.7	127	迂回路撤去
牛久市田宮町1013番地先から 牛久市田宮町1024番地先まで	旧	最大 10.8 最小 5.8	56	
	新	最大 6.3 最小 5.6	56	迂回路撤去
牛久市田宮町1063番地先から 牛久市田宮町1071番地先まで	旧	最大 12.3 最小 6.8	43	
	新	最大 6.8 最小 6.8	43	迂回路撤去

茨城県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 6 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大和田桃浦停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡小川町大字外の内字巾木免 482番11地先から 東茨城郡小川町大字外の内字巾木免 482番17まで	旧	メートル 最大 10.0 最小 8.5	メートル 295	
	新	最大 22.0 最小 11.0	295	現道拡幅

茨城県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 6 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紅葉石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡小川町大字川戸字往還付 1338番 8 地先から 東茨城郡小川町大字野田字インヤ 9 番 2 地先まで	旧	メートル	メートル	376
		最大 11.0		
	新	最大 19.0	376	現道拡幅
		最小 11.0		

茨城県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 6 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸神栖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字海老沢字御蔵下 376番地先から 東茨城郡茨城町大字海老沢字宿 6 番地先まで	旧	メートル	メートル	222
		最大 18.8		
	新	最大 26.0	222	現道拡幅
		最小 7.5		

茨城県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 6 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洗友部線
- 3 道路の区域



区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字塚越 1042番 1 地先から 東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字塚越 1033番 1 地先まで	旧 (B)	メートル 最大 9.9 最小 6.8	メートル 123	
	新 (A + B)	最大 13.0 最小 11.1	119	現道拡幅
東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字塚越 1033番 1 地先から 東茨城郡茨城町大字海老沢字舟山 325番 2 地先まで	旧 (D)	最大 11.5 最小 4.0	2,684	
	新 (D) (C)	最大 11.5 最小 4.0 最大 62.2 最小 13.0	2,684 2,394	バイパスの 新設
東茨城郡茨城町大字海老沢字舟山 325番 2 地先から 東茨城郡茨城町大字海老沢字舟山 328番 2 地先まで	旧 (F)	最大 9.6 最小 8.4	114	
	新 (E + F)	最大 19.5 最小 12.8	114	現道拡幅

茨城県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 245号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市塩崎町字反町2960番 1 地先から 水戸市小泉町字中坏784番 2 地先まで (ひたちなか市行政界まで)	旧	メートル 最大 29.0 最小 60.0	メートル 1,590	
	新	最大 29.0 最小 140.0	1,590	現道拡幅

茨城県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成15年6月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年6月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 諸沢西金停車場線

- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字諸沢字北ノ内4752番 1 地先から  
那珂郡山方町大字諸沢字北ノ内4819番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 6 月30日

## 茨城県告示第1041号

平成15年 3 月25日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった須藤掘地区土地改良事業計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成15年 6 月12日認可した。

平成15年 6 月30日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 茨城県告示第1042号

鹿嶋市大字津賀1919番地 1 に事務所を置く大野東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 6 月30日

茨城県鉾田土地改良事務所長 萩 島 利 孝

## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 澤 一 男	鹿嶋市大字小山117番地
"	高 橋 重 治	" " 1404番地 1
"	田 島 徹	" " 48番地 1
"	内 田 和 雄	" 大字荒野125番地
"	内 田惣右衛門	" " 105番地
"	矢 口 昱	" " 25番地
"	大 川 與三郎	" " 1687番地
"	堺 田 敏 雄	" " 1650番地
"	遠 峯 隆 徳	" " 157番地
"	大 洞 富 男	" 大字角折445番地
"	清 宮 茂 雄	" " 881番地
"	長 岡 力 男	" " 414番地
"	大 寄 一 郎	" 大字青塚1237番地
"	方波見 紘 昭	" " 1224番地
"	清 宮 文 雄	" " 456番地
監 事	野 口 定 則	" 大字小山1159番地74
"	橋 本 源之助	" 大字荒野1640番地 6
"	遠 峰 義 雄	" " 221番地
"	小 堤 義 夫	" 大字角折263番地
"	大 寄 優	" 大字青塚272番地

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理事	小 澤 一 男	鹿嶋市大字小山117番地
"	高 橋 重 治	" " 1404番地 1
"	田 島 徹	" " 48番地 1
"	糸 川 欣一郎	" 大字荒野35番地
"	内 田 和 雄	" " 125番地
"	内 田 惣右衛門	" " 105番地
"	大 川 文 男	" " 1687番地
"	堺 田 敏 雄	" " 1650番地
"	谷田川 京 也	" " 195番地 5
"	大 洞 富 男	" 大字角折445番地
"	小 堤 健一郎	" " 406番地
"	清 宮 茂 雄	" " 881番地
"	大 崎 幸 一	" 大字青塚355番地 2
"	大 崎 茂	" " 440番地 2
"	大 崎 優	" " 272番地
監 事	野 口 定 則	" 大字小山1159番地74
"	橋 本 源之助	" 大字荒野1640番地 6
"	遠 峰 義 雄	" " 221番地
"	小 堤 義 夫	" 大字角折263番地
"	森 下 秋四郎	" 大字青塚1240番地 3

## 茨城県告示第1043号

守谷市本町622番地 2 に事務所を置く守谷市外一市一ヶ村土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 6 月30日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	藤 平 岩 雄	守谷市本町7193番地

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	月 岡 新太郎	守谷市本町6033番地

---

## 公 告

---

### 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

#### [掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

行政情報ネットワークユーザ認証システム構築業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番地 6  
平成15年 5 月14日 株式会社日立製作所関東支社茨城支店 水戸市三の丸 1 丁目 4 番73号 6,961,500円  
一般競争入札 平成15年 4 月 3 日

茨城県行政情報ネットワーク運用管理業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成15年  
5 月23日 東日本電信電話株式会社茨城支店 水戸市北見町 8 番 8 99,750,000円 一般競争入札 平成15  
年 4 月 3 日

グループウェアシステム賃貸借 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成15年 5 月23日 松  
下リース・クレジット株式会社関東支店茨城オフィス 水戸市千波町2770番地39 14,430,150円 一般競争入札  
平成15年 4 月 3 日

~~~~~

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年 8 月20日  
日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において  
公衆の縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成15年 6 月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 常陸國地域振興フォーラム
- 3 代表者の氏名  
河 原 稔

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県石岡市国府 1 丁目 1 番33号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、常陸國の文化を楽しむ会、常陸國地域振興まつり、街づくりを考える地域振興フォーラム、地域防犯と親子の集いに関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

~~~~~

 県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営新郷地区土地改良事業につき計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営新郷地区土地改良事業（湛水防除）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年 7 月 1 日から平成15年 7 月29日まで

## 3 縦覧の場所

境土地改良事務所

~~~~~

 都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

研究学園都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べるることができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                      | 場 所                            | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                           |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15年 7 月16日<br>午前10時00分 | つくば市竹園 1 - 10 - 1<br>つくばカピオホール | 提 出 先<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成15年 7 月 9 日 (必着のこと)<br>様 式<br>別掲のとおり |

## 2 研究学園都市計画の変更案

## (1) 都市計画道路

## ア 種類, 種別, 名称, 位置, 区域及び構造

| 種 類 | 種 別  | 名 称    |       | 位 置                              |                                |                        |
|-----|------|--------|-------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------|
|     |      | 番 号    | 路 線 名 | 起 点                              | 終 点                            | 主 な 経 過 地              |
| 道 路 | 幹線街路 | 3・2・38 | 妻木金田線 | つくば市<br>妻木字道祖神<br>つくば市<br>天久保一丁目 | つくば市<br>東岡字北原<br>つくば市<br>金田字西原 | つくば市<br>東岡             |
|     |      | 3・3・39 | 上野花室線 | つくば市<br>上野字前原                    | つくば市<br>花室字花室下                 | つくば市<br>上境<br>中根<br>金田 |

| 区 域     | 構 造   |       |       |                          | 備 考 |
|---------|-------|-------|-------|--------------------------|-----|
| 延 長     | 構造形式  | 車線の数  | 幅員    | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造 |     |
| 約1,520m | 地 表 式 | 4 車 線 | 30.0m | 幹線街路と平面交差<br>2 箇所        |     |
| 約3,270m | 地 表 式 | 4 車 線 | 27.0m | 幹線街路と平面交差<br>3 箇所        |     |

## イ 変更する内容

都市計画道路の線形変更に伴う, 位置及び区域の変更

## ウ 都市計画を変更する土地の区域

## 3・2・38号 妻木金田線

## 変更する部分

つくば市金田 字西原の一部

つくば市東岡 字北原, 字谷頭, 字中原及び字西原の各一部

## 追加する部分

つくば市金田 字遠原の一部

## 削除する部分

つくば市金田 字中谷及び字谷頭の各一部

つくば市東岡 字田辺, 字講端及び字海道端の各一部

## 3・3・39号 上野花室線

## 変更する部分

つくば市横町 字中原の一部

つくば市金田 字大堀, 字西原, 字岡道, 字谷頭及び字弥陀下の各一部

つくば市柴崎 字大日の一部

つくば市中根 字遠原の一部

つくば市花室 字後田, 字御山及び字御山下の一部

## 追加する部分

つくば市上野 字西久保及び字前原の各一部

つくば市金田 字岡久保, 字大明神, 字二本松臺, 字蛭子, 字明神西, 字八龍神及び字明神南の各一部

つくば市東岡 字一ノ道, 字北原及び字阿弥陀の各一部

削除する部分

つくば市栄 字遠原の一部

つくば市金田 字中台, 字明神久保, 字二本松本, 字御山, 字十三塚, 字中宿, 字東岡及び字一ノ道の各一部

エ 案の作成理由

つくば市の都市計画道路については, つくばエクスプレス沿線開発区域を結ぶとともに, 学園都市を中心とした広域的な自立都市圏の形成を支える道路網として, 平成11年 6 月に骨格となる幹線道路等42路線を追加変更した。このうち, 今回都市計画を変更する「3・2・38号妻木金田線」及び「3・3・39号上野花室線」は, 中根・金田台特定土地画整理事業区域内を通過する幹線道路として同時に都市計画決定されている。

土地画整理事業に先立ち埋蔵文化財の調査を進めてきたところ, 当該道路の計画線上に奈良時代の郡役所跡である「河内郡衙遺跡」が確認され, 関係機関協議の結果, 本遺跡を国指定史跡とする方向となり, 現状保存の上でつくば市が歴史的空間として整備を行う予定となった。

このため, 都市計画決定時における当該幹線道路の機能を確保しつつ, 国指定史跡予定である「河内郡衙遺跡」を避けるよう道路線形を一部変更し, 遺跡を活用した歴史的空間と調和したまちづくりを目指すものである。

(2) 都市計画公園

ア 種類, 名称及び面積

| 種 類  | 名 称     |         | 位 置                                                                                                          | 面 積     | 備 考                                  |
|------|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------|
|      | 番 号     | 公 園 名   |                                                                                                              |         |                                      |
| 運動公園 | 6・5・401 | さくら運動公園 | つくば市東岡字東浦, 字俣田, 字不動前, 字向山, 字作ノ久保, 字作の久保, 字番匠, 字六反田, 字下ノ町, 字並松<br><br>つくば市金田字岡久保, 字蛭子, 字二本松臺<br><br>つくば市花室字溝向 | 約10.3ha | 野球場, テニスコート, 多目的広場, 体育館, 駐車場, 広場, 砂場 |

イ 変更する内容

都市計画公園の区域変更に伴う位置の変更

ウ 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

つくば市金田字岡久保の一部

削除する部分

つくば市金田字二本松台の全部及び字二本松臺及び字蛭子の各一部

エ 案の作成理由

今回, 都市計画を変更する「6・5・401号さくら運動公園」は, 中根・金田台特定土地画整理事業区域

の南端に位置し、昭和51年の都市計画決定以後、野球場、テニスコート及び桜総合体育館等を開設している。

土地区画整理事業に先立ち埋蔵文化財の調査を進めてきたところ、奈良時代の郡役所跡である「河内郡衙遺跡」が確認され、関係機関協議の結果、当該遺跡を国指定史跡とする方向となった。つくば市では、この遺跡を現状保存したうえで歴史的空間として整備を行う予定であり、本公園に接して計画されている都市計画道路の線形を、遺跡を避けるよう一部変更する必要があることから、これと併せて本公園の区域についても変更するものである。変更に際しては、公園区域内に立地している桜保健センター及び桜歴史民族資料館が都市計画道路に近接するため、緑地帯を配置し道路の影響の軽減を図れるよう配慮し、遺跡を活用した歴史的空間と調和したまちづくりを目指すものである。

### 3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588)

(2) つくば市北条5060番地

つくば市都市建設部都市整備課

電話 029 - 836 - 1111 (内線6153)



別 掲

公 述 申 出 書

研究学園都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

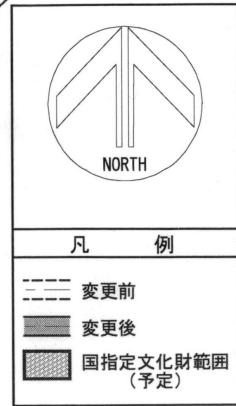
職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

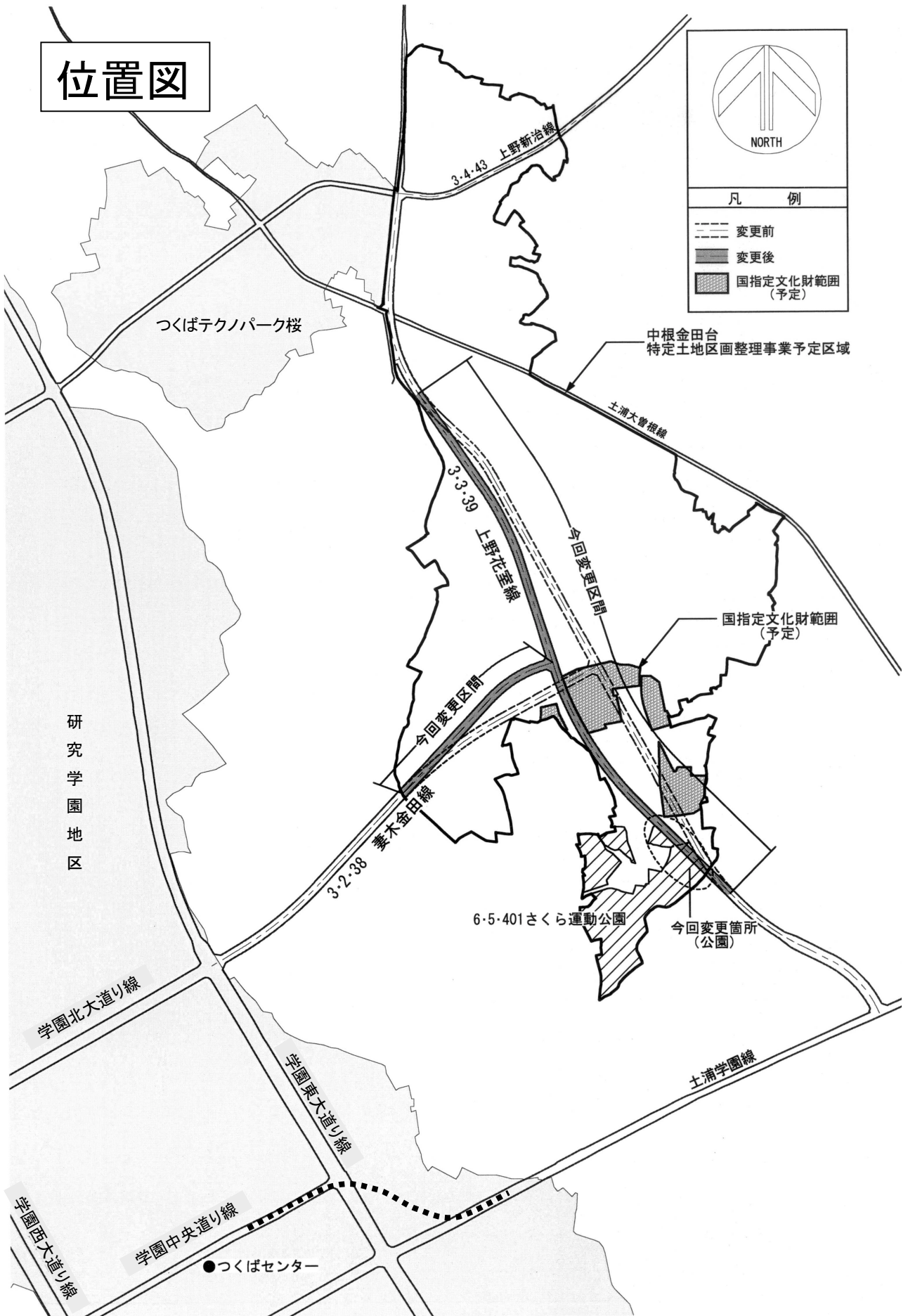
# 位置図



NORTH

凡 例

- 変更前
- 変更後
- 国指定文化財範囲 (予定)



---

# 訓 令

---

## 茨城県訓令第19号

茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 6 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

茨城県職務発明等に関する規程（昭和62年茨城県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「昭和22年法律第115号」を「平成10年法律第83号」に改める。

第 7 条中「「実施」」を「実施」に改める。

第21条中「いう「実施」」を「規定する実施」に、「第12条の 5 第 1 項各号」を「第 2 条第 4 項各号」に、「農林水産部園芸流通課長」を「農林水産部農政企画課長」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)